

令和 5 年第 1 回

# 枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

令和 5 年 2 月 2 2 日（水） 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

令和5年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	1
議員の出席状況報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議員提出議案第1号 枚方京田辺環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について	4
議案第1号 枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の全部改正について	5
議案第2号 令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）	6
議案第3号 令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算	7
一般質問	11
鍛冶谷知宏議員の一般質問	11
1 環境教育について	
閉会宣告	13
○付議事件議決結果一覧表	15
○議案集	17

令和5年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

日 時：令和5年2月22日（水） 午後2時

場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 12名

1番	長友克由	2番	広瀬ひとみ
3番	番匠映仁	4番	泉大介
5番	妹尾正信	6番	鍛冶谷知宏
7番	有山正信	8番	青木綱次郎
9番	上田毅	10番	岡嶋一晃
11番	河田美穂	12番	長田和也

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	上 村 崇
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	古 川 義 男
事 務 局 長	高 橋 利 之
事 務 局 次 長	喜 多 利 英
参 事	岡 本 仁
参 事	吉 岡 正 泰
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	前 川 宗 範
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 ご み 広 域 処 理 推 進 課 長	宮 本 尚 明
枚 方 市 環 境 部 長	兼 瀬 和 海
枚 方 市 環 境 部 循 環 型 社 会 推 進 室 循 環 型 社 会 推 進 課 長	進 藤 和 久

○職務のため出席した者

書 記 長	高 橋 利 之 (兼務)
書 記	喜 多 利 英 (兼務)
書 記	北 田 芳 徳
書 記	柳 里 百 合 江
書 記	仲 村 保 治

○議事日程

日程第1 会期の決定  
日程第2 諸般の報告

- 日程第3 議員提出議案第1号 枚方京田辺環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定  
について
- 日程第4 議案第1号 枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の全部改正について
- 日程第5 議案第2号 令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第3号 令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算
- 日程第7 一般質問

○有山正信議長 開会前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今議会におきましても、提案理由説明や質疑等の発言につきましては、マスクを着用のまま行っていただきますよう、よろしくお願いをします。

また、会議時間が、おおむね1時間を超える場合は、換気のために休憩時間を設けますので、御了承ください。

開会・開議 午後2時00分

○有山正信議長 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これから令和5年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、主な事業の進捗状況でございますけれども、まず、環境影響評価でございますが、引き続き、オオタカの調査を含め、事後調査に取り組んでいるところでございます。

また、施設整備につきましては、この春の建設工事着工に向けまして、施設の実施設計業務が最終段階を迎えているというところでございます。引き続き、御支援、御協力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

本定例会では、条例の制定に関する議案が1件、令和4年度補正予算並びに令和5年度当初予算の予算に関する議案が2件について提案をさせていただいております。よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○有山正信議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広瀬ひとみ議員、青木綱次郎議員を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○有山正信議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を行います。

前定例会閉会后、本定例会までの諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第3、議員提出議案第1号、枚方京田辺環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

長田議員。

○長田和也議員 それでは、提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

議員提出議案第1号、枚方京田辺環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提出者を代表いたしまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国の施策との整合性に配慮しつつ、議会における個人の権利利益の保護を目的とし、個人情報の適正な取扱いに関して必要な施策を実施する責務を果たすため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページに条例案がございます。

主な内容といたしましては、6ページを御覧ください。

第5条では、利用目的の明示として、議会は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないと規定しております。

第6条では、不適正な利用の禁止として、議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないと規定しております。

第7条では、適正な取得として、議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないと規定しております。

次に11ページを御覧ください。

第17条では、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しております。

次に12ページの第18条から19ページの第30条までは、開示について、第31条から21ページの第37条までは、訂正について、第38条から23ページの第43条までは、利用停止について、第44条から24ページの第46条までは、審査請求について、それぞれ規定しております。

次に第47条から第52条までは、適用除外や施行状況の公表などの雑則を規定しております。

第53条から第57条までは、職員等が個人情報ファイル等を不適切に扱った場合の罰則を規定しております。

この条例の施行日につきましては、令和5年4月1日といたく考えております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○有山正信議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○有山正信議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議員提出議案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○有山正信議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第1号、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の全部改正についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 議案第1号、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の全部改正について御説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

本件は、デジタル社会の進展に伴い、個人情報保護に関する法律が改正されることから、組合における個人情報の適正な取扱い等の基本的事項を定めるため、提案するものでございます。

28ページに条例案がございます。

第2条第2項では、この条例による実施機関を管理者、公平委員会及び監査委員と規定しております。

第3条では、実施機関の責務について、第4条では、適正な管理のため、実施機関が取るべき措置を規定しております。

次ページに参りまして、第5条では、個人情報ファイル簿の作成、公表について規定しております。

第6条では、開示請求に対する決定等について規定しております。開示請求から開示決定までの日数については、従前どおりとしております。

30ページに参りまして、第7条では、開示の方法について規定しております。

次ページに参りまして、第8条では、訂正及び利用停止の請求について規定しております。

第10条では、是正の申出について規定しております。

32ページに参りまして、第13条では、開示請求等の際の費用負担について規定しております。従前どおり、無料を継続いたします。

次ページに参りまして、第15条では、審査会への諮問について規定し、改正後も最大限の役割を果たすことができるようにしております。また、これに関連して、枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を行います。

最後に、改正後は、開示請求等の対象とならなくなる死者に関する個人情報についてです。

改正後も当該死者の配偶者、子、父母からの開示請求に対応できるよう、附則第12項において、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例の一部改正を併せて行います。

この条例の施行日につきましては、令和5年4月1日といたく考えております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○有山正信議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○有山正信議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○有山正信議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 議案第2号、令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

別冊、令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算書(第1号)の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ826万8,000円を減額し、2億7,080万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の主な内容につきまして、5ページ以降の補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金につきましては、各市負担金を831万9,000円減額するものでございます。内訳としましては、枚方市負担金が631万1,000円、京田辺市負担金が200万8,000円の減でございます。

第4款、繰越金につきましては、令和3年度決算剰余金の確定により、前年度繰越金5万1,000円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。

第1款、議会費につきましては、62万3,000円を減額しております。内容としましては、議員行政視察に係る費用弁償などの不用額でございます。

第2款、総務費につきましては、915万2,000円を減額しております。内容としましては、システム導入委託料などの不用額でございます。

14ページに参りまして、第3款、衛生費につきましては、21万4,000円を増額しております。内容としましては、調査等委託料の増額等でございます。

第4款、公債費につきましては、129万3,000円を新たな款として計上しております。内容としましては、長期債に係る償還金及び利子でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○有山正信議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○有山正信議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○有山正信議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算を議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 議案第3号、令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算について、御説明申し上げます。

別冊、令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算は、第1条におきまして、10億9,213万5,000円と定めております。

次に、第2条におきまして、地方債を設定しております。地方債につきましては、4ページの第2表、地方債を御覧ください。

地方債につきましては、可燃ごみ広域処理施設整備事業を目的といたしまして、6億6,590万円の限度額を設定しております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、5ページ以降の予算に関する説明書により

御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金につきましては、各市負担金といたしまして、2億9,960万円を計上しております。内訳といたしましては、枚方市負担金が1億8,018万1,000円、京田辺市負担金が1億1,941万9,000円でございます。

第2款、国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金といたしまして、1億2,663万3,000円を計上しております。

第5款、組合債につきましては、可燃ごみ広域処理施設整備事業といたしまして、6億6,590万円を計上しております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。歳出でございます。

第1款、議会費につきましては、94万8,000円を計上しております。

第2款、総務費につきましては、1億490万4,000円を計上しております。主な内容につきましては、15ページをお開きください。説明欄の5番、各種負担金といたしまして、派遣職員給与費等負担金など9,848万9,000円でございます。

次に、14ページの下段でございます第3款、衛生費につきましては、9億6,939万5,000円を計上しております。主な内容につきましては、15ページの説明欄の1番、各種委託料といたしまして、17ページにかけてございますが、環境影響評価事後調査、可燃ごみ広域処理施設整備施工監理に伴う調査等委託料2,125万4,000円、説明欄の2番、工事請負費といたしまして、可燃ごみ広域処理施設建設工事費9億4,774万6,000円でございます。

第4款、公債費につきましては、1,588万8,000円を計上しております。主な内容につきましては、17ページ説明欄の長期債に係る償還金及び利子でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○有山正信議長 これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 それでは、23年度の一般会計予算案についてお聞きをいたしますが、私のほうから、両構成市の負担割合、それぞれ支出されてますその負担割合に関連してお聞きをします。

今年度から施設建設経費ということで、4月から本格的な建設工事も始まるということで、当組合の予算規模も大きくなります。建設経費として大体9.7億円、9億7,000万円が計上されておりますが、その分のこの比の両市の負担割合とその根拠について最初にお聞きをします。

あと2点目に、これは主に公債費、組合債に関わってお聞きをしますが、1つは、23年度の予算案で公債費支出において1,600万円が計上されておりますが、その両市の負担割合とその根拠ですね、それと同時に、あと、これは、公債費は返すほうですが、借りるほうの23年度発行の組合債について、大体これも今回6億7,000万円が計上されておりますが、この償還の際の両市の負担割合がどういうふうになるのかと、その考え方や根拠に

ついてお聞きをいたします。

○有山正信議長 理事者から答弁求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 青木議員の議案質疑にお答えいたします。

1点目の施設建設経費における両市の負担割合とその根拠についてでございますが、両構成市が締結した基本協定書に基づき、均等割100分の10、計画可燃ごみ量割として、100分の90のうち、枚方市100分の61.9、京田辺市100分の38.1を負担割合としているところでございます。

2点目の令和5年度の公債費の支出、3点目の令和5年度発行の組合債の償還に当たっての両市の負担割合とその根拠についても同様でございます。

○有山正信議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 再質問でちょっとお聞きをしておきたいのは、今回、枚方市と京田辺市が共同でゴミ焼却施設を運営するのは今回が初めてということで、ある意味で建設段階の費用負担というのは計画時点で枚方市と京田辺市のごみのそれぞれの搬出量、搬入量ですかね、組合から見れば、それに応じて負担はされると。一部、均等割がございしますが、計画段階での搬入量に応じて負担割合がされるということです。

組合債に関しては、今後、この建設費については、そういう計画段階でもある意味では仮定といいますかね、それまでの実績はありますが、仮定に基づいて負担割合決めておりました。ただ、今後の将来的な運営経費については、両市のその時々のごみ搬入量の、いわば実績に応じてその運営経費を負担していくというふうになっていたと思いますが、この組合債について、建設工事自身は3年間の予定で、それが終われば運営が始まりますが、償還はもう少しかかると思います。その組合債の償還の負担割合が、例えば将来的な年度において、もう既に運営が始まって、いわばごみ搬入量の実績が積み上がっていきます。今は、計画段階では、大体ごみ搬出量で言えば61.9対38.1ということで固定をしておりますが、実際にごみの搬入量の実績が出てきた場合に、例えば7対3とか、あるいは45対55とか、そういう比になったときに、この組合債の償還のときの負担割合というのが変わっていくのかどうかと、あるいはそれはもう、このままずっと、少なくとも組合債の償還については、この今の計画段階の割合でいかれるのかと、そういう見直しがあり得るのかどうかということをちょっとお聞きしておきます。

○有山正信議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 再質問にお答えいたします。

起債の償還について、両市の負担割合に変更はございません。

○有山正信議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市議会の青木綱次郎でございます。

ただいま議題となっております議案第3号、令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算に対して反対討論を行います。

当組合の予算も23年度から建設工事が本格的に始まることから、規模が大きくなっております。新焼却場の建設自体は必要なものと考えますが、当組合はこの施設の建設だけでなく、その完成後、20年間の運営を一括して同一事業者グループに民間委託するDBO方式を採用しております。日々発生するごみの処理は住民生活にも深く関わるものであり、この点から、民間委託ではなく、行政が直接責任を持って管理運営すべきです。また、住民とともにごみ減量の取組を進めるに当たっても、ごみ処理施設を行政が直接運営することは重要な意味を持つものと考えます。

以上の理由から、DBO方式そのものを見直すべきと、その立場から、この方式を前提としている予算案には反対をするものであります。

○有山正信議長 ほかに討論はありませんか。

河田議員。

○河田美穂議員 京田辺市の河田美穂でございます。

ただいま議題となっております議案第3号、令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

当組合は、組合設立以来、可燃ごみ広域処理施設整備のため、環境影響評価や施設整備、運営事業者選定などを行い、今年度は環境影響評価の事後調査及び施設整備に係る施設設計が進められているところでございます。今後は、引き続き環境影響評価の事後調査を行うとともに、建設工事に着手し、施設整備が本格的に動き出すこととなります。

令和5年度の事業の内容といたしましては、要求水準書及び事業者からの提案書を基に協議を重ねた実施設計の内容が確実に施工されますよう、事業者への技術的な監理を行うとともに、環境影響評価書に記載された調査を行うものとされております。

今回、提案がありました令和5年度予算案では、当該年度の事業進捗に必要な部分払い相当額が計上されております。また、令和4年度及び5年度に借入れを行う組合債の償還金及び利子が計上されておりますが、これらはいずれも本事業を円滑に進める上で妥当かつ必要なものであると私は考えます。

可燃ごみ広域処理施設整備運営事業は、設計施工、その後の運営管理を含めると長期にわたる事業であり、枚方市、京田辺市にとりましても大きな財政負担となります。そこで、施設建設時においては国からの交付金の確保や起債の活用、運営管理時においてはごみ焼却時に発生する熱エネルギーによる発電を行い、その電気を売却し、収入を確保するなど、財政負担の軽減に努めていただきたいと強く求めるものであります。

最後になりますが、環境に配慮した安全・安心なごみ処理施設の整備運営に努めていただくことをお願いし、賛成討論といたします。

○有山正信議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○有山正信議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第3号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○有山正信議長 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、一般質問を行います。

なお、質問者の質問時間は、答弁時間も含め15分までとする時間制限の申合せがありますので、念のためお知らせをします。

ただいまから質問を許可します。

鍛冶谷知宏議員の質問を許可します。

鍛冶谷議員。

○鍛冶谷知宏議員 一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。環境教育についてです。

環境教育については、両構成市の環境基本計画にも位置づけられていますが、清掃工場はその中でも身近なごみ問題を考える上で欠かせない環境学習の場として、枚方市東部清掃工場では多くの見学者が訪れているとお聞きしています。本組合が整備しようとする新施設においても、環境学習の計画が入札時の審査項目に挙げられていましたが、落札者である日立造船グループからはどのような提案があったのか、お聞きいたします。

○有山正信議長 理事者から答弁を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 鍛冶谷議員の一般質問にお答えいたします。

日立造船グループの提案では、施設見学を通じて、ごみ分別・減量の大切さ、ごみ処理のしくみ、エネルギー有効利用のしくみを伝え、その担い手として、地元NPO、ボランティア団体、市民、学生など養成講座を受講した人材を育成し、施設見学のガイドや環境学習講座などを共同で企画・運営していくとしております。

○有山正信議長 鍛冶谷議員。

○鍛冶谷知宏議員 本組合では現在、設計業務を進めておりますが、令和7年度の施設の供用開始までにはまだ時間がありますが、環境教育について、今後、事業者からの提案内容を実現していくため、どのように進めていくのかお聞きいたします。

○有山正信議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 再質問にお答えいたします。

組合では、現在、実施設計業務の中で内容の確認や行政機関等への申請、事業者との協議など、精力的に取り組んでおります。施設運営後の内容については次年度以降、事業者と協議を進めてまいります。

○有山正信議長 鍛冶谷議員。

○鍛冶谷知宏議員 3回目は意見、要望とさせていただきます。

ごみ減量をはじめ、環境保全活動を進めていくには、市民一人一人が環境に関心を持ち、自ら考え、行動していく必要があることから、環境教育については全ての主体が関わる仕組みづくりが必要です。

大阪府豊中市と兵庫県伊丹市が構成市となる豊中市伊丹市クリーンランドでは、両市の市民、事業者、行政が協働しながら環境問題の解決につながる活動をするため、NPOがプラットフォームとなり、市民ボランティア養成講座の受講生が中心になって、施設見学会や出前講座などの事業を企画、実施するなど、様々な主体を巻き込んだ活動を展開されているとのこと。本組合では施設運営後の内容について、次年度以降、事業者と協議を進めていくとのことですので、ぜひ市民や事業者と協働して環境教育を進めていく仕組みをつくっていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○有山正信議長 これにて鍛冶谷知宏議員の質問を終結します。

以上で一般質問を終結します。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日、御提案申し上げました3議案につきましては、慎重なる御審議を賜った上、いずれも原案どおり可決をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

今議会を通していただきました御意見につきましては、精査の上、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

春も近づいてまいりましたけれども、まだまだ冷え込む日もございます。また、新型コロナウイルス感染症につきましても、類型の変更等々が言われておりますが、それでも季節性のインフルエンザと併せて流行の兆しというのは全て終わったわけではございません。

そういった中、議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、より一層、御活躍をされますことを心から祈念を申し上げまして、簡単でございますけれども、御礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○有山正信議長 それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、議員及び理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。心から感謝を申し上げます。

理事者各位におかれましては、議員から出されました貴重な御意見、そして御提案を十分に考慮されながら、今後の組合事務を執行していただきますよう、よろしく願いいたします。

先ほど管理者からもありましたけれども、新型コロナウイルス感染症に加えまして、インフルエンザの流行につきましても留意をする必要がある、こういう状況が続いております。

皆様におかれましては、くれぐれも御自愛くださいますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

これで、令和5年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 有 山 正 信

署名議員 広 瀬 ひ と み

署名議員 青 木 綱 次 郎

## 付議事件議決結果一覧

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	令和5年2月22日	決定
議員提出議案 第1号	枚方京田辺環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	令和5年2月22日	原案可決
議案第1号	枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例の全部改正について	令和5年2月22日	原案可決
議案第2号	令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）	令和5年2月22日	原案可決
議案第3号	令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算	令和5年2月22日	原案可決
—	一般質問	—	許可